

[発見日・発見地ベース]

厚生労働省自殺対策推進室

※平成23年の数字は本計上を始めた6月から12月までを足上げたものであり、平成24年以降は1月から12月までを足上げたものである（以降の表についても同様）。

(人)

(u)

※「その他」は、令和3年までは、「利子・配当・貸付等生活者」、「浮浪者」、「その他の無職者（ひきこもり）」と令和4年からは、「利子・配当・貸付等生活者」、「ホームレス」、「その他の無職者（ひきこもり）」と「その他の無職者（ひきこもり以外）」と

※「年金・雇用保険等受給者」は、令和3年までは「年金・雇用保険等生活者」と、令和4年からは、「年金受給者（老齢・遺族給付）」と「年金受給者（障害給付）」、「雇用保険受給者」、「生活保護受給者」と

(件)

※自殺の多くは多様な複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要である。
※自殺の原因・動機は、令和3年までは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能としている。原因・動機特定者数と原因・動機の件数とは一致するとは限らない。

(人)

[illegible]